第二百二十五条の六第一項を削り、同条第二項中「第九十五条第四項第八号」の下に「（外国税額控除）」を加え、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第二百二十五条の十五中「第九十五条第六項」を「第九十五条第五項」に改める。

第二百二十五条の十六中「第九十五条第八項」を「第九十五条第七項」に改める。

第二百二十六条の二第二項中「まで」の下に「（これらの規定を同条第八項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、「第二百二十二条第三項（控除限度額の計算）に規定する国内源泉所得に係る所得以外の所得」を「第二百二十一条の二各号（国外所得金額）に掲げる国外源泉所得」に、「同項」を「同条」に改め、同条第四項中「第百七十条第七項」を「第百七十条第八項」に改め、同条第五項中「第百七十条第八項」を「第百七十条第九項」に改める。

第二百六十二条の見出し中「書類」を「書類等」に改め、同条第一項中「書類を」を「書類又は電磁的記録印刷書面（電子証明書等に記録された情報の内容を、国税庁長官の定める方法によつて出力することにより作成した書面をいう。以下この項において同じ。）を」に改め、同項ただし書中「書類」の下に「又は電磁的記録印刷書面」を加え、同項第五号から第七号までの規定中「書類」の下に「又は当該書類に記載すべき事項を記録した電子証明書等に係る電磁的記録印刷書面」を加え、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項に規定する電子証明書等とは、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。）でその記録された情報について電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項（定義）に規定する電子署名をいう。以下この項において同じ。）が行われているもの及び当該電子署名に係る電子証明書（電子署名を行つた者を確認するために用いられる事項が当該者に係るものであることを証明するために作成された電磁的記録であつて財務省令で定めるものをいう。）をいう。

第二百六十二条に次の一項を加える。

6　国税庁長官は、第一項の方法を定めたときは、これを告示する。

第二百六十六条の二第三項中「第百七十条第一項」を「第百七十条第二項」に改め、同条第五項中「期限」を「同項に規定する満了基準日」に改め、同条第六項中「次に掲げる事由」を「同条第一項の規定の適用を受ける個人が国税通則法第百十七条第一項（納税管理人）に規定する納税管理人を解任し、又は当該納税管理人につき死亡、解散その他財務省令で定める事実（以下この項において「死亡等事実」という。）が生じた場合において、その解任の日から四月を経過する日又は当該個人が当該納税管理人につき死亡等事実の生じたことを知つた日から六月を経過する日までに同条第二項の規定による納税管理人の届出をしなかつたこと」に改め、同項各号を削り、同条第八項中「次条第二項及び第三項」を「次条第三項及び第四項」に、「及び第九項」を「、第九項及び第十四項（第三号に係る部分に限る。）（贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予）」に改め、同条第九項中「の規定」を「及び第十四項（第三号に係る部分に限る。）の規定」に改め、同条第十項中「次条第十一項及び第十二項」を「次条第十三項及び第十四項」に改める。

第二百六十六条の三第十七項中「第十一項及び第十二項」を「第十三項及び第十四項」に、「第十項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十六項中「の規定」を「及び第十四項（第三号に係る部分に限る。）の規定」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十五項中「第二項及び第三項」を「第三項及び第四項」に、「及び第九項」を「、第九項及び第十四項（第三号に係る部分に限る。）」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十四項を同条第十六項とし、同条第十三項中「次に掲げる事由」を「同号の適用贈与者等が国税通則法第百十七条第一項（納税管理人）に規定する納税管理人を解任し、又は当該納税管理人につき前条第六項に規定する死亡等事実が生じた場合において、その解任の日から四月を経過する日又は当該適用贈与者等が当該納税管理人につき当該死亡等事実の生じたことを知つた日から六月を経過する日までに同法第百十七条第二項の規定による納税管理人の届出をしなかつたこと」に改め、同項各号を削り、同項を同条第十五項とし、同条第十二項を同条第十四項とし、同条第十一項を同条第十三項とし、同条第十項中「期限」を「同条第一項に規定する贈与満了基準日又は同条第二項に規定する相続等満了基準日」に、「第八項」を「第十項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項を同条第十一項とし、同条第八項第二号中「第十項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「相続又は遺贈の」を「相続の」に、「に当該相続」を「に同項の相続」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8　法第百三十七条の三第二項に規定する適用被相続人等の相続人は、同項に規定する相続の開始の日の属する年分の所得税につき法第百五十一条の六第一項の規定による修正申告書を提出する場合において、当該修正申告書の提出により増加した法第百三十七条の三第二項に規定する相続等納税猶予分の所得税額につき同項（同条第三項の規定により適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用を受けようとするときは、当該修正申告書に、同条第二項の規定の適用を受けようとする旨の記載をし、かつ、法第六十条の三第一項から第三項までの規定により行われたものとみなされた法第百三十七条の三第一項に規定する対象資産の譲渡又は決済の明細及び当該修正申告書の提出により増加した当該相続等納税猶予分の所得税額の計算に関する明細その他財務省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。この場合において、同条第五項の規定は、当該記載又は添付がない修正申告書の提出があつた場合について準用する。

第二百六十六条の三第五項中「又は遺贈（同項に規定する遺贈をいう。以下この項及び第七項において同じ。）」を削り、「。第七項」を「。第九項」に改め、「に当該相続又は遺贈」の下に「（同条第二項に規定する遺贈をいう。以下この項及び第九項において同じ。）」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第十六項」を「第十八項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法第百三十七条の三第二項に規定する適用被相続人等の相続人は、次の各号に掲げる期限までに、それぞれ当該各号に定める相続等納税猶予分の所得税額に相当する担保を供さなければならない。

一　法第百三十七条の三第二項に規定する相続の開始の日の属する年分の所得税に係る同項に規定する確定申告期限　同項に規定する相続等納税猶予分の所得税額（次号に定める相続等納税猶予分の所得税額を除く。）

二　当該相続の開始の日の属する年分の所得税に係る法第百五十一条の六第一項（遺産分割等があつた場合の修正申告の特例）の規定による修正申告書の同項に規定する提出期限　当該修正申告書の提出により増加した法第百三十七条の三第二項に規定する相続等納税猶予分の所得税額

第二編第七章を同編第八章とし、同編第六章を同編第七章とし、同編第五章の次に次の一章を加える。

第六章　修正申告の特例

第二百七十三条の二　法第百五十一条の六第一項第五号（遺産分割等があつた場合の修正申告の特例）に規定する政令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一　相続又は遺贈により取得した財産についての権利の帰属に関する訴えについての判決があつたこと。

二　条件付の遺贈について、条件が成就したこと。